

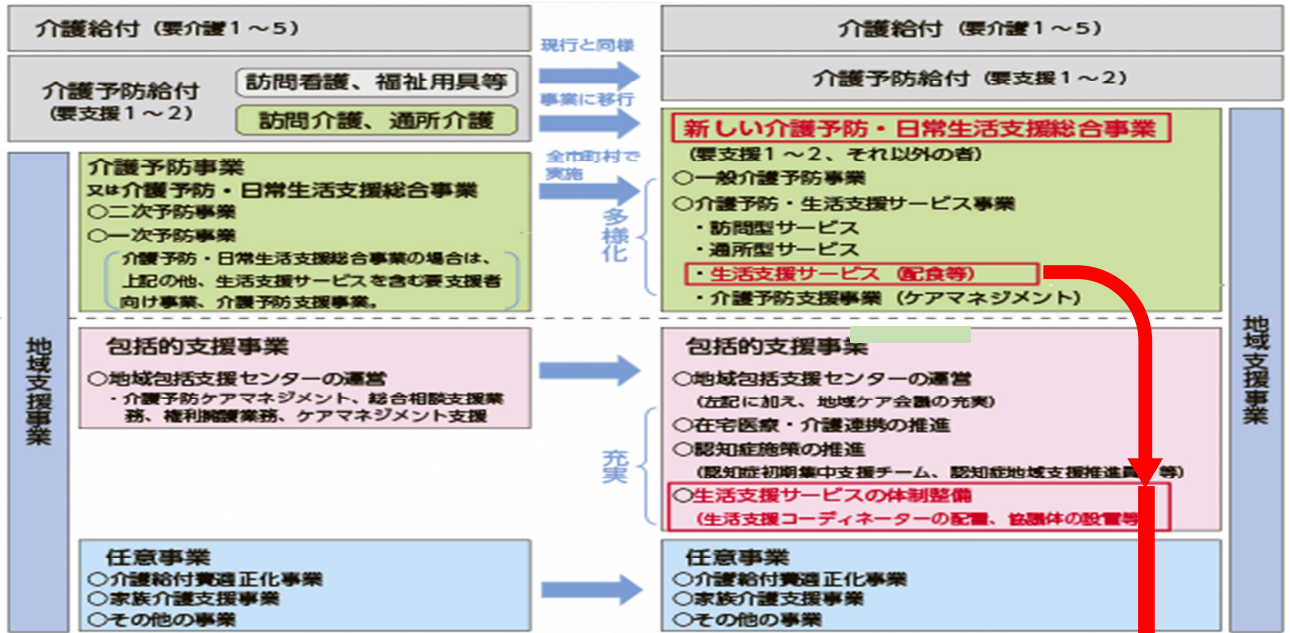
1. 本市における生活支援体制整備事業について

第8期介護保険事業計画

【計画基本理念】 全ての人々が、最期まで自分らしく暮らし続けることができる  
地域共生社会の実現

【基本目標2】 地域でつながり支えあう

(1) 地域支援事業における生活支援体制整備事業の位置づけ



※「生活支援サポーター」は介護予防・生活支援サービス事業の基準緩和型サービス（訪問型）の担い手として養成している。

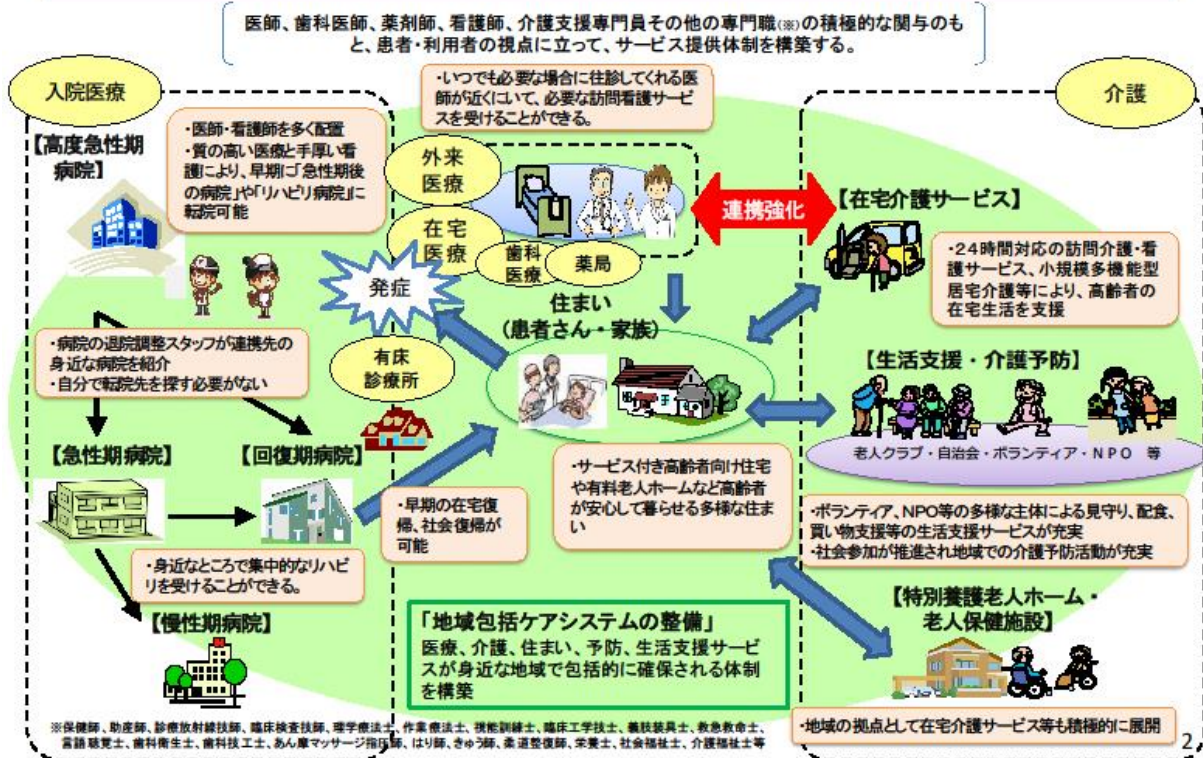
多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



## 医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）



出典：平成 26 年 2 月 13 日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案について」別紙 4 抜粋

## 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活支援サービスと高齢者自身の社会参加が必要。
- 多様な主体による生活支援サービスの提供に高齢者の社会参加を一層進めることを通じて、**元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待**される。このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいがや介護予防にもつながる。

